

横須賀市太極拳協会 指導委員会規則

制定 平成 21 年 1 月 1 日
一部補足 令和 6 年 4 月

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は横須賀市太極拳協会（以下、協会という）と称する。

(目的)

- 第 2 条
1. 本会は、太極拳を通して指導員の技術の研鑽・向上を目的とし、併せて地域に於ける普及・振興の上で協力する。
 2. その他の目的達成にあたって必要事項においてもすべて協力する。

第 2 章 指導員

(指導員及び資格)

第 3 条 本会の指導員は、以下に示す正会員によりなる。

1. 正会員 協会に所属し、会の指導法による太極拳を修学している者。
2. 日本武術太極拳連盟公認指導員資格習得者であること。
3. 公認B級指導員、二段及び修学歴8年以上であること。
4. 8年以上修学し、補助歴3年以上であること。
5. その他、代表者が推薦をし認めたものである者。

(指導員の資質)

- 第 4 条
1. 指導員は、指導に当たっては常に情熱を持ち高い技術や深い知識に優れ、社会的にも信頼される人間性を備え、日々自己の研鑽に怠りのない者であること。
 2. 会員の願望（要求）の対象を確認し、実現し必要とされるものを満たし対処することが可能でなければならない。
 3. 指導員は、技術の向上と普及を図る上で、太極拳の奥深い幅広い内容の全体像を会員が把握できるよう、具体的に客観的な基準で技術指導を理解し習得しなければならない。
 4. 指導員資格は、協会を脱会した時点で失する。（終わりとする。）

(資格取得基準)

第5条 1. 公認指導員資格習得は、

公認 C級指導員・初段 . . . 5年以上 補助歴3年以上

公認 B級指導員・二段 . . . 7年以上 補助歴5年以上

公認 A級指導員・三段 . . . 10年以上 補助歴5年以上

2. その他、代表者が推薦した者

(指導料)

第6条 1. 上記第3条、第4条、第5条を基準として、公認資格、その他を合わせて理事会で決定する。

(その他)

※ 指導員更新登録料の3割を協会より負担する。

※ 補助指導員は、教室指導者委員会代表者が推薦し認めたも者。

<確認事項> 段取得と指導員資格の習得関係

※ 段取得と指導員資格習得については、上記第5条に準ずる。

1級：普及指導員資格

初段：C級指導員資格

二段：B級指導員資格 で習得することが望ましい。

三段以上：C級指導員資格以上を習得していることが望ましい。

【太極拳】

※太極拳を学ぶには、敬を以て為す。不敬であれば、外は師友を疎かにし、内は心身を疎かにする。心身不拘束であれば、芸を学び得ることは到底難しい。

※太極拳を学ぶには、狂いがあるてはならない。狂えば事故が起こる。手が狂ってはならないばかりではなく、言葉遣いにも狂いがあるてはならない。容姿風貌には、儒雅な気風を保つべし。外容の狂いは、内容を失うことにつながる。

※太極拳を学ぶには、驕りを慎まなければならない。奢れば損を招く。俗語にも「天外に天あり」と云う。謙虚な心こそ人の教えが耳に入るもので、誰でも良い忠告を与えてくれるものだ。多くの忠告に耳を傾けるようになれば、大したものである。

横須賀市太極拳協会 技能検定・指導委員会 旧委員長
市太極拳普及会 旧代表 石崎広子